

羽島市消防本部告示第2号

羽島市火災予防条例（昭和37年羽島市条例第4号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、避雷設備の位置及び構造を次のように指定する。

平成6年2月1日

羽島市消防長

避雷設備の位置及び構造の指定について

条例第16条第1項に規定する避雷設備の位置及び構造は、「JIS A 4201-2003（建築物の雷保護）」に適合するものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年1月18日から施行する。